

議案第 230 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議決を求める。

平成 26 年 11 月 26 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
L 第 1 2 9 2 号 線	91 17	4 00 ～ 4 30	さいたま市緑区大字 三室字大古里 7 2 2 番 1 5 地先	さいたま市緑区大字 三室字大古里 7 2 3 番 2 4 地先	
2 2 5 4 2 号 線	200 15	12 71 ～ 12 97	さいたま市大宮区下 町三丁目 5 2 番 1 地 先	さいたま市大宮区下 町三丁目 5 2 番 4 地 先	
2 2 5 4 3 号 線	53 67	4 00	さいたま市見沼区大 字中川字大山 1 1 1 0 番 2 1 地先	さいたま市見沼区大 字中川字大山 1 1 1 0 番 1 3 地先	
2 2 5 4 4 号 線	60 48	4 00	さいたま市見沼区大 字御蔵字原 2 5 番 1 9 地先	さいたま市見沼区大 字御蔵字原 2 5 番 1 地先	
2 2 5 4 5 号 線	31 74	4 00	さいたま市見沼区大 字御蔵字原 2 5 番 3 1 地先	さいたま市見沼区大 字御蔵字原 2 5 番 2 9 地先	
3 2 7 2 8 号 線	72 10	5 00	さいたま市西区宮前 町 1 6 0 5 番 3 地先	さいたま市西区宮前 町 1 6 0 0 番 1 2 地 先	
3 2 7 2 9 号 線	61 34	4 50	さいたま市西区大字 指扇字古茂塚 1 5 5 4 番 3 地先	さいたま市西区大字 指扇字古茂塚 1 5 5 4 番 8 地先	
4 1 6 9 3 号 線	103 84	4 50	さいたま市大宮区三 橋四丁目 3 6 3 番 8 地先	さいたま市大宮区三 橋四丁目 3 6 3 番 1 6 地先	
4 1 6 9 4 号 線	60 23	4 50	さいたま市西区大字 指扇字琵琶島 2 2 4 0 番 1 地先	さいたま市西区大字 指扇字琵琶島 2 2 4 0 番 9 地先	
5 3 5 6 号 線	303 95	9 00	さいたま市岩槻区大 字長宮字水保上 7 0 1 番 1 地先	さいたま市岩槻区大 字長宮字上谷中 7 3 6 番 1 地先	